

クワザワグループ 人権方針

私たち、クワザワグループは、「安全で快適な生活空間を創造し、豊かな社会の実現に貢献します」を企業理念とし、サステナビリティの推進に取り組むと共に、事業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重し、社会の持続的な成長に貢献してまいります。

1. 国際規範と法令の遵守

当社グループは、「国際人権章典」、国際労働機関(ILO)「労働の基本原則および権利に関する宣言」、などの人権に関する国際規範を尊重すると共に、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則り本方針を策定し、人権を尊重します。
また、事業活動を行う国内外の地域で適用される法令等を遵守します。

2. 人権方針の適用範囲

本方針は、当社グループの全ての役職員に適用します。また、サプライヤーやビジネスパートナーの皆様に対しても、本方針内容の内容をご支持いただけるよう期待します。

3. 事業活動における人権尊重への取り組み

当社グループは、事業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重します。事業活動において、性別、ジェンダー、人種、国籍、宗教、障がいの有無等による差別や人権侵害を行わず、自由と多様性を認め合う社会の実現に向けた取り組みを推進します。

4. 人権デューデリジェンス

当社グループは、事業活動において発生しうる人権に関する負の影響を検証し、防止または軽減に向けた人権デューデリジェンスの実施に努めます。

5. 是正と救済

当社グループは、事業活動により人権に負の影響を引き起こしたり関与することが明らかになった場合には、適切な手続、手段を通じてその是正を行い、再発防止に取り組めます。

また、実効性のある救済措置として、社内外のステークホルダーが利用可能な通報窓口を設置し、運営します。窓口への通報者に対して、匿名性・秘匿性を担保し、通報したことで不利益が生じないよう保護することを約束します。

6. 教育と啓発

当社グループは、本方針が事業活動に組み込まれ効果的に実施されるため、適切な教育と人権啓発に取り組めます。

7. ステークホルダーとの対話・協議

当社グループは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーとの対話と協議に努めます。

8. 情報の開示

当社グループは、本方針に基づく人権尊重の取り組みについて、適宜ホームページ等を通じて情報の開示を行います。

制定日 2025年1月21日

以上